

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(○○)第●●号 国家賠償請求上告受理事件  
国側当事者・国

平成23年9月8日不受理・確定

(第一審・宇都宮地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成21年3月25日判決、本資料259号-57・順号11170)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成22年9月15日判決、本資料260号-157・順号11513)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	木村 孝
相手方	国
同代表者法務大臣	平岡 秀夫
同指定代理人	坂本 新

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成23年9月8日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	白木 勇
裁判官	宮川 光治
裁判官	櫻井 龍子
裁判官	金築 誠志
裁判官	横田 尤孝